

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

弘前市長

## 公表日

令和7年3月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	弘前市重度心身障害者医療費支給条例に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 資格の認定に関する事務 (2) 医療費の助成に関する事務
③システムの名称	①福祉総合システム ②住民情報システム ③情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税関係情報、住民票関係情報、重度心身障害者医療費支給関係情報、医療保険給付の支給に関する情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表117の項 弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 福祉部 障がい福祉課 障がい者医療・給付係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-7036 FAX 0172-32-1166
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間違っていないか複数人での確認を行っている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月29日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年10月29日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和4年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年10月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年10月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年10月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月26日	I-2特定個人情報ファイル名	地方税関係情報、住民票関係情報、重度心身障害者医療費支給関係情報	地方税関係情報、住民票関係情報、重度心身障害者医療費支給関係情報、医療保険給付の支給に関する情報	事後	
令和6年11月26日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二108項	番号法第19条第8号別表117の項	事後	
令和6年11月26日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和5年11月1日 自連	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月26日	Ⅱ-2特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	
令和6年11月26日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和5年11月1日 自連	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-8判断の根拠	—	人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間違っていないか複数人での確認を行っている。(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-11当該対策は十分か	—	十分である(様式変更に伴い追記)	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ-11判断の根拠	—	特定個人情報を含む書類やUSBメモリー等の電子記録媒体は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。なお、USBメモリーは業務端末上の使用を制限されている。また、事務取扱担当者に対しては、情報セキュリティ研修を実施している。(様式変更に伴い追記)	事後	